

gem 会員規約

(名称)

第1条 本会は、グルーマーズ・エクセレント・メンバーシップ Groomers' Excellent Membership (以下「gem」と略する)と称します。

(組織)

第2条 本会は、内閣総理大臣認証特定非営利活動法人日本社会福祉愛犬協会内に存在します。

(目的)

第3条 **gem**は、動物愛護の精神に基づき、社会福祉に寄与し、人と動物がよりよい関係で共生できる社会を創るために、本会に参加したあらゆる人々がお互いに支え合うなかで、その生涯学習を通じて意識及び技術の向上を図ることができ、会員相互の親睦を深め、愛犬美容業界の発展に貢献できる環境づくりを目的とします。

(所在地)

第4条 **gem**はその所在を、日本社会福祉愛犬協会事務局（東京都台東区東上野 4-13-7 警察犬会館 6階）に置きます。

(事業)

第5条 **gem**は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行います。

- (1) 店舗設置型「愛犬美容優良会員之証」の発行
- (2) 会員店舗へのウェブサイトホームページの提供
- (3) お見舞い金制度の実施
- (4) その他必要と認める事項

(事業年度)

第6条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(入会資格)

第7条 下記の条件(イ)(ロ)(ハ)(ニ)のすべてを満たす方はどなたでも入会を認めます。

(イ)第3条の目的に賛同する

(ロ)次のいずれかに該当する方

- ・グルーミング（トリミング）において3年間以上の実務経験があること
- ・グルーミング（トリミング）に関わる知識及び技術について2年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること

(ハ)gem 現会員の紹介がある

(ニ)会長の承認がある

(入会手続)

第8条 本規約第7条に基づき、入会資格の条件をすべて満たした方は、入会申込書に添えて、入会金及び会費を納入し、納入完了をもって、その翌日に入会し、会員となります。

(入会金及び会費)

第9条 gemの入会金及び会費は次の通りとします。

- (1) 入会金 5000 円
- (2) 会費 (2 年分) 25000 円
- (3) (3 年目以降) 継続会費 (1 年分) 15000 円
(2 年分) 28000 円

2 年会費は、年会費納入の翌日から 11 ヶ月後の月末までの約 1 ヶ年の会費をいいます。

(たとえば、2010 年 4 月 7 日に年会費を納入した場合は、同年 4 月 8 日から 2011 年 3 月 31 日までが会員有効期限となります)

(会員の権利)

第10条 会員は、次の各号に掲げる権利をもちます。

- 一 gem「愛犬美容優良会員」として行動することができます。
- 二 gemの活動に優先的に参加することができます。
- 三 生涯学習を通して、意識、知識及び技術の向上を図ることができます。
- 四 会員相互の親睦を深めることができます。
- 五 愛犬美容業界の発展に貢献できます。
- 六 人と動物が共に心豊かで幸福な生活を送ることができる社会を実現するための推進役になれます。
- 七 ペットを通じて、社会奉仕や社会福祉に貢献できます。
- 八 家族の一員として飼い主とともに生活するコンパニオンアニマルの、QOL (Quality of Life) を高めるためのトータル・アドバイザーになることができます。

(会員証)

第11条 入会の承諾を受けた会員については、gemの優良会員としての資格を有することを認め、その

証明として「愛犬美容優良会員之証」(縦 12cm×横 23cmのプレート及び携帯サイズのカードの 2種類)を発行します。

- 2 「愛犬美容優良会員之証」は、他人に譲渡、貸与してはいけません。
- 3 「愛犬美容優良会員之証」を紛失した場合は、速やかに事務局に届出、再発行の手続きを取ってください。
- 4 「愛犬美容優良会員之証」の再発行料は、プレートの場合は 10000 円、携帯サイズカードの場合は 1000 円となります。

(会員譲渡の禁止)

第12条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定に供したりする等の一切の処分行為はできません。

(会員情報の変更)

第13条 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に通知してください。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、会員の資格を喪失することとなります。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会手続)

第15条 前条第1項に基づき退会する場合、会員は所定の退会届を事務局に提出してください。

- 2 前項の退会届提出の際は「愛犬美容優良会員之証」(プレート及び携帯サイズカードの2種類)を添付してください。

(抛出金品の不返還)

第16条 会員が、gemに納めた入会金、会費及びその他の金品は、返還しません。

(再入会)

第17条 第14条第1項により会員資格を喪失したものが再入会を希望し、gemがそれを認めた場合は、再入会が認められます。

- 2 再入会に際しては、本規約第9条第1項に定めた入会金及び会費を改めて納入してください。

(会員の処分)

第18条 gemは会員に対し、次の場合、退会勧告を行うことができます。

- (1) 社会通念上、好ましくない行為を行ったとき。
- (2) gemに対し迷惑や不利益を与える行為他、gemが不適切と判断する行為を行ったとき。
- (3) gemに対し、会員料金の支払がなされず、gemがやむを得ないと判断した場合。
- (4) その他、処分が相当であり、gemがやむを得ないと判断した場合。

(除名)

第19条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、gemの決議によりこれを除名することができます。但し、決議にあたっては、その会員に対し1週間前に通知し、本人の弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 定款、若しくは本会員規定に違反し、会員として不適格者と認められるとき。
- (2) gemの各種事業を妨げ、または秩序を乱し、gemに多大の迷惑をかけたとき。
- (3) gemに多大の不利益を招き、または、信用を失墜させる行為のあったとき。
- (4) gemのために、保持する必要がある秘密事項を他に漏洩させたとき。
- (5) その他、特に重大な過ちのあったとき。

(ロゴ等著作物の使用)

第20条 gemが作製、使用するロゴ、画像、文章、音声等、著作権の対象となる全ての物について、会員はgemの許可なく、無断で使用することはできません。

(会員規約の変更)

第21条 会員規約条文において、運営上、問題や支障が生じた場合や会員規約として施行を継続しがたい事由が生じた場合は、gemの決定により、その条文を変更、改正、削除できるものとします。

(免責事項)

第22条 会員は、本規約に反し、違反行為をしたことが起因として生じた如何なる不利益について、g e mに対して損害賠償等を一切申立することはできません。会員が、本規約に反し、またはそれに類する行為によってg e m及び日本社会福祉愛犬協会が損害を受けた場合、当該会員は、g e m及び日本社会福祉愛犬協会が受けた損害を賠償するものとします。

会員が退会した場合も、本項の規定は継続されます。

(会員間の紛争)

第23条 会員間相互に生じた紛争について、g e mには一切の責務はありません。会員間相互において生じた紛争について、会員は自己の費用と責任において、これを解決してください。

附 則

本会員規約は2010年4月1日より施行します。

本会員規約に定めないものは、g e mの決議を経て、別に定めるものとします。